

# 令和7年度埼玉県障害者ITサポートセンター運営事業仕様書

原則として次のとおり実施することとする。

## 1 目的

障害者の情報通信技術（以下「IT」という。）の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し総合的なサービス提供拠点となる埼玉県障害者ITサポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

## 2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 業務内容

### （1）推進員の配置

- ・センターに推進員1名を設置し、事業の実施及び事務全般を行う。

### （2）IT関連利用相談への対応

#### ア 相談員の配置

- ・センターに相談員1名又は複数名を配置する。なお、推進員は相談員を兼務できる。

#### イ 相談窓口の開設

- ・相談窓口の開設は、原則として、祝祭日及び年末年始を除く、毎週火、木、土曜日の午前10時から午後3時までとする。
- ・上記開設時間外については、電子メール又はファクシミリによって相談を受ける。

#### ウ 相談への対応等

- ・相談窓口では障害者やその家族等からの電話、電子メール、ファクシミリ又は来所による相談に対応する。
- ・上記相談活動等に伴う記録や統計等を作成する。
- ・パソコンボランティアに対するアドバイスを行う。

### （3）パソコンボランティアの養成・登録

#### ア パソコンボランティア養成講座等の実施 年8回以上

- ・パソコンボランティアを養成するための講座等を開催する。
- ・既に活動しているパソコンボランティアのスキルアップや活動を支援するための講座等を開催する。

#### イ パソコンボランティアの登録

#### (4) パソコンボランティアの派遣

##### ア パソコンボランティアの派遣調整

- ・活動の意向を聴取の上、必要に応じた人数を派遣するものとする。

##### イ パソコンボランティアの派遣

- ・派遣は、毎年度予算の範囲内で行う。1件の派遣ボランティアの活動は、概ね2時間を限度とする。
- ・パソコンボランティアには、センターの保険料負担においてボランティア保険に加入させる。

##### ウ 活動結果報告の作成

##### エ 活動費の支給

#### (5) その他

- ・障害者団体や市町村、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、広く事業の周知を図ること。